

茨城県関係文書

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
1 1	寛文 9	1669	酉			7	乍恐以書付御訴訟申上候御事（神立村内の孫八原を白鳥村より入会と偽申す件につき、御吟味願）	神立村 名主、惣百姓	土浦 御奉行様 御披露	継紙	1	端裏書「孫八原一条」、藤	16 1
1 2	寛文 9	1669	酉			7	乍恐以書付御訴訟申上候御事（神立村内の孫八原を白鳥村より入会と偽申す件につき、御吟味願）		土浦 御奉行様 御披露	継紙	1	端裏書「寛文二年明治廿年迄二百二十六年二成ル」、紙背に「玉生氏貸与(12)」の付箋貼付、藤	16 2
2	元禄11	1698	寅			4	丑ノ御年貢米金皆済勘定目録神立村	名主 孫兵衛 [㊦] 、同 善兵衛 [㊦] 、同 源之丞 [㊦] 、組頭 多郎兵衛 [㊦] 、同 五郎右衛門 [㊦]	広沢市兵衛様	継紙	1	端裏書「神立村」、継目裏印、寅5月28日付広沢市兵衛 [㊦] 、関根六左衛門 [㊦] の奥書、鉛筆で「(15)玉生氏貸与」と書かれた付箋が貼付、中	4
3	享保 5	1720	子			11	子歳可納御年貢米金之事	西村弥太郎 [㊦] 、大井藤左衛門 [㊦] 、宮田伝右衛門 [㊦] 、原田九右衛門 [㊦] 、他5名	神立村 名主・百姓中	継紙	1	常陸国神立村の史料、中	1
4	享保14	1729	酉			2	覚（用水・村境等の儀、みだりに出訴致すべからざる旨、6年前に続き改めて仰渡さるるにつき請書）	神立村 多左衛門 [㊦] 、七郎兵衛 [㊦] 、次郎左衛門 [㊦] 、利兵衛 [㊦] 、八兵衛 [㊦] 、他61名	御役人衆代	継紙	1	端裏書「享保十四年」、継目裏印、中	10
5	寛延 4	1751	未			8	乍恐口上書を申上候御事（当村名主源之丞と惣百姓と年貢勘定出入の儀につき、内済破談のいきさつ書上）	神立村 名主孫兵衛	御役所様	継紙	1	藤	18
6	明和 6	1769	丑			2	乍恐書付を以奉願上候（御留山訴訟のための江戸詰め諸入用金、加茂村等5ヶ村にて拝借願）	加茂村 名主 市左衛門 [㊦] 、武井村 名主 新右衛門 [㊦] 、下軽部村 名主 市右衛門 [㊦] 、白鳥村 名主 武左衛門 [㊦] 、神立村 名主 源之丞 [㊦] 、他20名	木村茂兵衛様	継紙	1	藤	17

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
7	寛保3	1774	亥			3	常陸国信太郡間野村五人帳（五人組前書条々）	常陸国信太郡間野村 名主七兵衛		縦帳	1	寛保三年三月作成の五人組帳の写、活版印刷紙面を利用した裏打補修のあとが見える、明和六年に書写、舟	2
8	寛政5	1793	丑			8 3	差上申一札之事（常州新治郡神立村、悪水吐溝をめぐる手野村と争論につき、裁許の旨、両村請状）	常州新治郡 神立村 百姓惣代 訴詔方 作右衛門④、同 左兵衛④、他5名、同国同郡 手野村 百姓惣代 相手方 吉郎兵衛④、同 藤兵衛④、他11名	土浦 御役所	継紙	1	穴あき部分数箇所に裏より補修・書き直しのあとあり。その部分は裏より割印されている、継目裏印、中	2
9	寛政8	1796	辰			11	辰歳可納御年貢割付之事	鈴木団兵衛④、太田角太夫④、尾木藤太夫④、大久保清左衛門④、中里八左衛門④、他7名	神立村 名主・惣百姓中	継紙	1	端裏書「寛政八辰年 一ヶ年御定免」、継目裏印、中	8
10	享和2	1802	戌			11	（畑方名寄帳）	享和二年戌十月写 永長四郎左衛門		縦帳	1	舟	8
11	明治5	1872	申			3	村御預り一札之事（真壁郡高久村伊右衛門親子、極貧につき世話になりし大国玉村勝右衛門より品々窃盗につき詫証文）	右村 百姓代、組頭	下谷貝村 戸長御中	堅紙	1	紙背下部に「(14)玉生氏貸与」の鉛筆書き付箋、中	5
12	明治30	1987				10	滝平主殿顕彰碑（拓本）	皇后宮大夫正三位勲一等子 爵香川敬三君篆額 水戸 手塚真進選 坂由嘉也書 川崎幸長刻		拓本	1	奥	1
13			申			7 17	乍恐返答書致シ指上申候事（白鳥村と神立村と野境等をめぐり争論につき）			継紙	1	紙背下部に「(14)玉生氏貸与」の鉛筆書き付箋、中	11
14	1						乍恐書付を以御訴奉申上候（溜池下用水請反別につき）	常陸国河内郡古渡村 御料私領御入会所 御三分名主 組頭共申上候		不明	1	舟	10 1
14	2						（吉右衛門分反別持高書上）			切紙	1	舟	10 2

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
14	3						(飯島喜平分反別持高書上)			切紙	1 舟		10 3
15							(古文書収納封筒)			封筒	1	「茨城県行方郡立花村 舟串主一家文書 霞浦四十八津 内済取替証文」云々と表書き、封筒裏面に「東京都中央区月島三号地 国立東海区水産研究所内水産庁資料整備委員会 日本常民文化研究所」と印刷。第2次大戦後の史料探訪時の封筒、舟	11
16							(年貢割付状断筒)	新治兵衛 [㊤] 、豊田藤馬 [㊤] 、大月七右衛門 [㊤] 、杉村主膳 [㊤] 、山田喜四郎 [㊤] 、赤尾又兵衛 [㊤]	神立村 名主・惣百姓中	継紙	1	末尾の発給者名以下の部分のみ残存、継目裏印、中	9

藤=藤崎謙一家文書
 舟=舟串主一家文書
 奥=奥村啓次郎家文書
 中=中波村史料
 詳細は来歴参照のこと
 整理番号は、旧整理時の文書群における番号

解題 茨城県関係文書

史料の概要と特色

以下に示している「茨城県関係文書」は、1950年代初頭に水産庁の委託を受けた財団法人日本常民文化研究所（アチックミュージアム）による漁村史料調査の際に、借用収集された史料である。現在は独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所に所蔵されている。これらの18点は茶箱の中に保管されてきた文書であり、他の文書の中に混入していたものである。今回の整理の結果、点数の多少にかかわらず目録化し「茨城県関係文書」として公刊することにした。

その「茨城県関係文書」の内訳は、(1) 神立村史料 11点 (2) 古渡村史料 4点 (3) 玉里村史料（奥村啓次郎家文書）1点 (4) 下谷貝村史料 1点 (5) 間野村（平野家）史料 1点からなる合計 18点である。今回の再整理に際して新目録番号を付した。また、旧整理番号も残し、必要に応じ簡単な来歴を備考に記録している。これらの文書の原所蔵地（探訪当時の住所）についても、周辺の文書などから類推し、できる限り記入することに努めた。以下に(1)～(5)まで、史料の概要を記しておきたい。

(1) 神立村史料

表1 神立村史料の内訳 総数 11袋 11点

旧文書名	点数	年代	文書の内容
藤崎謙一家文書	4	近世	公用（名主家）
中波村史料	7	近世	年貢・争論（名主家）
計	11		

上の表が示すごとく、「神立村史料」11点（元藤崎謙一家文書4点、元中波村史料7点）のうち、「藤崎謙一家文書」から移動した文書は次の4点である。

- ① 寛文9(1669)年7月日「乍恐以書付御訴訟申上候御事」(目録番号1-1)、 ② 寛文9(1669)年7月日「乍恐以書付御訴訟申上候御事」(目録番号1-2)、

③ 寛延 4 (1751) 年 8 月日「乍恐口上書を申上候御事」(目録番号 5)、④ 明和 6 (1769) 年 2 月日「乍恐以書付を以奉願上候」(目録番号 6)

また、中波村史料から移動した文書は次の 7 点である。

① 享保 5 (1720) 年 11 月日「子歳可納御年貢米金之事」(目録番号 3)、② 7 月 17 日「乍恐返答書致シ指上申候事」(目録番号 13)、③ 寛政 8 (1796) 年 11 月「辰歳可納御年貢割付之事」(目録番号 9)、④ 無年号「年貢割付状 断簡」(目録番号 16)、⑤ 元禄 11 (1698) 年 4 月「丑ノ御年貢米金皆済勘状目録 神立村」(目録番号 2)、⑥ 寛政 5 (1793) 年 8 月 3 日「差上申一札之事」(目録番号 8)、⑦ 享保 14 (1729) 年 2 月日「覚」(目録番号 4)

上記文書内訳から分かるように、すべて近世(江戸期)に作成された地方文書である。文書の作成者は名主と考えられるが、その家の名前は確定できない。また、神立村は現在は土浦市の大字となっているが、探訪当時は新治郡上大津村に属していた。

神立村は、地理的には、霞ヶ浦の北に位置し、神立郷として戦国期よりその名が確認される(角川『日本地名大辞典』)。現在は、土浦市神立町・北神立町・中神立町として存在する。明治 21 年町村制公布により、近村と合併して上大津村を形成、手野に村役場を置いた。明治 28 年には、日本鉄道海岸線(常磐線)土浦・友部間が開通し神立に駅が設置されている。この後、昭和 29 (1954) 年土浦市近村の合併によって土浦市の大字となった。

もともと、神立村は、古くは常陸国南野庄に属していた。当時この地域に勢力を張っていた小田氏による、文明 2 (1470) 年 6 月 1 日「小田成治寄進状案」(『茨城県史料』中世 1) には常陸州南庄神立郷と記されている。小田成治が神立郷を法雲寺(新治郡)に寄進したもので、この頃においてはこの地が小田領であったことがわかる。この後、文禄 4 年の太閤検地で新治郡に属し、同年 2 月 29 日作成の検地帳(「常陸国新治郡神立村御縄打水帳」)には、「新治郡神立村」として記録されている(『土浦市史編集資料』)。江戸期における神立村は、明治 22 年まで新治郡に属した。はじめは結城氏領であったが、慶長 6 (1601) 年土浦藩領となった。この後、天保 3 (1832) 年幕府領、同 4 年からは再度土浦藩領となっている。村高は「元禄郷帳」562 石余、「天保郷帳」786 石余、「旧高旧領」789 石余とある(『旧高旧領取調帳』木村礎校訂)。江戸期の神立村は土浦城付の村になり、城主の変遷に関係なく常に土浦城主の所領であった。また、東郷組に属し東郷代官の支配下にあった(永山正『土浦町内誌』土浦市教育委員会)。

次に、元治元(1864)年子 12 月「大貫割合帳」(作成 完塚村年番名主忠右衛門、花室村立会名主安兵衛)に神立村の名が見えるので、参考のため書き記しておきたい。「大貫割」とは、年番名主の正月登城御礼の節の献上品代とか、大検見の際の費用や巡検の経費など、負担しなければならない費用を石高に応じ平均して村々に割り当てることである。江戸期の村の支出の中では重要な支出項目として捉えられていたのがこの大貫割であり、「大貫割合帳」を検討することによ

り、村入用の内容、村落自治の構造、当時の村の名前などを把握することができる。その記載内容から、この時神立村は、「大検見様御休泊割」として、5貫500文を割り当てられていたことが分かる。この他に、水戸街道の中貫・東崎・中城・中村宿の助郷役を近隣49ヶ村で請け負ったことが知られる、天保4年巳2月「定助郷勤高改控帳」（作成 佐野忠右衛門）には神立村の名も見える。これによると、東郷組を構成する「手野村・木田余村・白鳥村・田村・沖宿村・戸崎村・神立村」の七ヶ村が書き上げられ神立村も助郷役を担ったことが分かる（『土浦市史編集資料』）。

（2）古渡村史料

古渡村に関係ある文書が4点見ついている。これらは元来、「舟串家文書」4点として保管されていたものであるが、ある時点で混入した可能性が高い。今回の整理を終えて、常陸国河内郡古渡村に関する文書と確認されたので、「古渡村史料」4点として公刊することにした。その内訳は以下の通りである。

① 享和2（1802）年11月「畑方名寄帳」（目録番号10）、② 無年号「乍恐書付を以御訴奉申上候」（目録番号14-1）、③ 無年号「吉右衛門分反別持高書上」（目録番号14-2）、④ 無年号「飯島喜平分反別持高書上」（目録番号14-3）の計4点である。

そのうち、「畑方名寄帳」（文書目録番号10）には、「享和2年11月写 永長四郎左衛門」と記され、史料の状態は前欠で紐が破損している。これは永長家の畑反別帳であるが、「永長栄三郎家文書」の補遺（1点）とも考えられる。永長家（古渡村）については、2003年度刊行『古文書目録 霞ヶ浦・北浦周辺地域』に詳述しているので参照されたい。

無年号の史料3点（目録番号14-1・14-2・14-3）は、旧整理時に同一の封筒に入れ保管されていたものである。「常陸国河内郡古渡村 御料私領御入合所 御三分名主組頭共申上候」とあり、古渡村に関するものであるため「古渡村史料」として公刊することにした。

（3）玉里村史料（奥村啓次郎家文書）

「奥村啓次郎家文書」1点が、他の史料といっしょに茶箱の中に保管されていた。この他の「奥村啓次郎家文書」はすべて返却済みとなっているものだが、この拓本「瀧平主殿顕彰碑」（目録番号12）のみが残存していた。碑文の内容から、明治30（1897）年10月吉日、皇后宮大夫正三位勲一等子爵香川敬三（篆額）が、勤皇家常陸大宮神社祠官瀧平主殿の顕彰碑を建立したものであるという。建立された碑の所在地が記されていないため調査は一時難航したが、植田敏雄氏（自治体史研

究家)のご教示により、玉里村に建立されていることが判明した。

江戸期の玉里村は、水戸藩領下玉里村・川中子村などと呼称され、霞ヶ浦に面した村であった。明治 22 (1889) 年この 2 ケ村が合併し玉川村が成立している。したがって、この顕彰碑が建てられた時期は玉川村時代であった(この後、昭和 30 年 3 月 31 日玉里村となり今日に至っている)。

当時、この地域は農業が中心であったが、霞ヶ浦に面しているため漁業も営まれていた。その数は 60 戸ほどでほとんどが兼業農家であった。農産物は茶・甘藷・米・麦・養蚕などである。

この地域は水戸藩領として近代を迎え、地理的な関係から水戸学の影響を受けたことが想像される。九代藩主徳川斉昭による藩政改革、尊王攘夷思想、桜田門外の変など、幕末の動乱を経験した村である。元治元(1864)年、尊攘運動を推進する天狗党の筑波山挙兵が決行された。いわゆる天狗党の乱と称せられるものである。玉里村でこの乱に関係した者は、天狗派 22 人、諸生派 1 人であったと言われる。参加者は、下玉里村・高崎村・川中子村・大井戸村・上玉里村・田木谷村・栗又四ヶ村のほぼ全域から出ている。天狗派を職業別に見ると、神官 1 人、郷士 6 人(内庄屋 1)、農民 14 人(内庄屋 1)となる。

顕彰碑にある神官瀧平主殿佳幹は、下玉里の大宮神社祠官で小川郷校の副館長であった。因みにこの頃の小川郷校は、水戸藩尊攘運動の政治的・軍事的拠点であった。館長は藤田小四郎である。瀧平主殿は、天狗党西上時には全軍の使番、一隊の副隊長などを勤め、玉里村のみならず藩全体の改革派リーダーであった。しかし、慶応元(1865)年、敦賀で斬罪された(27 歳)。玉里村の生家には盟友中川忠純ほか郷党多数の手によって、明治 30 年 10 月顕彰碑が建てられている。『松原神社祭神名鑑』には「瀧多比良登能母理彦ノ命、瀧川忠意居士、瀧平主殿佳幹二十七歳」とあり、明治 22 年靖国神社に合祀、明治 40 年 5 月 27 日正五位を贈位された。明治期、この村には瀧平主殿の他にも数多くの顕彰碑が建てられた。

この頃同様にして建てられたと思われる「瀧平主殿顕彰碑」拓本が当研究所に保管されている。これはまた、玉里村生家に建立された顕彰碑の拓本である可能性も高いが、現在のところ特定はできていない(『玉里村史』1975 年、『茨城県史市町村編』Ⅲ)。文書名となっている奥村啓次郎氏と本研究所所蔵の拓本との関係も不明である。

(4) 下谷貝村史料

明治 5 (1872) 年 3 月「村御預り一札之事」(目録番号 11) 1 点が残存していた。これは元中波村史料として保管されていたものである。今回の整理につき、下谷貝村に関係ある文書ということで、「下谷貝村文書」として公刊することにした。

この文書は、真壁郡高久村在住伊右衛門親子が、極貧のあまり窃盗を働いたことについての「詫証文一札」である。宛名は「下谷貝村戸長御中」とある。作成は真壁郡高久村の百姓代・組頭となっている。村役人が本人に代わり詫証文を作成するなど、村役人の役目も窺える文書である。元々は戸長役場に保管されていたものと思われ、「役場文書」ともいうべきものであろう。この1点について、茨城県立歴史館史料部歴史資料室に問い合わせたところ、飯泉家文書のうち1点が何らかの理由で混入したものであろうということであった。飯泉家文書は真壁郡下谷貝村（現真壁町）の飯泉家に伝えられたもので、後に茨城大学人文学部経済研究室（東敏雄）に保管された文書であるという。この1点は、飯泉家文書3,477点の関連文書であろうということであった。飯泉家文書には廃藩置県以前の文書も若干含まれるが、ほとんどは明治前期の戸長役場文書である。当時の同家の当主利兵次が戸長を務めていた関係から残ったものである。明治10年代の官と民との関係、村と人々の生活を窺うことができる好史料である。飯泉家文書はファイル目録にはなっているが、公刊はされていない（茨城県立歴史館）。

（5）間野村（平野家）史料

間野村（平野家）史料は、水産資料館時代の旧整理（1974～1979年）においては、「舟串家文書」として茶箱の中に保管されてきた文書のうちの1点である。今回の再整理の結果、間野村（平野家）史料1点として公刊することにした。史料の後表紙には、「間野村名主七兵衛」と記され、朱印が押捺されている（但し、摩滅しているため印文は読み取れない）。この所蔵史料は、寛保3（1743）年3月「常陸国信太郡間野村五人帳」（目録番号7）である。

この文書の原所蔵地（探訪当時の住所）は、「茨城県信太郡安中村間野」と呼称されていた時期と思われる。この後、昭和30（1955）年合併がすすみ、稲敷郡美浦村の大字になり現在に至っている。この地域は、霞ヶ浦の南側、馬掛^{まがき}台地の西に位置する。江戸期を通じ明治22（1889）年までは、常陸国信太郡間野村で旗本知行所であった。村高は、「元禄郷帳」・「天保郷帳」・「旧高旧領」ともに97石余とある。

平野家の歴代の当主は家督を継ぐと七兵衛を名乗り、代々間野村名主を世襲した。また、旗本領主の安部氏は、間野村・木村・定光村・牛込村を知行していたが、平野七兵衛をこれら四ヶ村の村付代官に任じ支配していた。幕末の領主安部岩之允は、間野村97石余・木村94石余・定光村75石余・牛込村132石余を知行する旗本であった（『旧高旧領取調帳』木村礎校訂）。

『美浦村古文書目録』第二集（美浦村史編纂委員会 1999年）には、「平野七兵衛家文書」として856点の古文書が収載されている。これらの史料目録から、明治5（1872）年4月、新治郡役所から平野七兵衛に「戸長任命状」の発給があったことが確認される。元間野村名主は戸長として明治新政府の下、地方行政の一端を担い貢献したことが分かる。現在も平野家は江戸期と同じ屋敷地に住み、現当主の平野氏は村会議員として村政に携わっている。

次に 856 点の「平野七兵衛家文書」の項目分類を参考資料として引いておきたい（『美浦村古文書目録』）。慶長 16（1611）年～大正 4（1915）年まで、三百余年間の長期にわたる文書群である。

表 2 平野七兵衛家文書分類（上記旗本領四ヶ村に関わった文書）

NO	項目（分類）	年 代	点 数
1	支配	寛保 2（1742）～明治 10（1877）	39
2	土地	慶長 16（1611）～大正 4（1915）	99
3	租税	明暦 1（1655）～明治 32（1899）	359
4	村	寛永 12（1635）～大正 4（1915）	123
5	農業	享保 17（1732）～明治 15（1882）	9
6	水利及交通	天保 2（1831）～明治 28（1895）	12
7	諸産業	宝暦 11（1761）～明治 20（1887）	35
8	金融	寛永 19（1642）～明治 37（1904）	94
9	社会	宝永 1（1704）～明治 40（1907）	76
10	作事	享保 1（1716）～明治 12（1879）	10
合 計			856

（『美浦村古文書目録』第二集）

文化五年「間野村名寄小控帳」によると、文化 5（1808）年信太郡間野村の住人は、忠右衛門、与左衛門、甚左衛門、源左衛門、藤右衛門、四郎兵衛、惣右衛門、七兵衛、彦左衛門の 9 軒と瀧元寺・経巻院の 2 寺院であった。また、総石高 97 石 4 斗 2 升という小村であったことがわかる。

当研究所所蔵の、寛保 3 (1743) 年 3 月「常陸国信太郡間野村五人帳」(目録番号 7) には、寛保 3 (1743) 年 3 月作成の五人帳(五人組帳)を、明和 6 (1769) 年極月吉日に間野村名主七兵衛が書写したことが記載されている「五人組前書條々」である。ここにある名主七兵衛は、平野七兵衛に間違いない。この文書史料は縦帳の形態で、縦 27. 4cm、横 19. 5cm、毛筆書きでおよそ 2cm の厚さがある。史料には裏打ちの補修のあとがみられる(明治以後と思われる)。前掲の平野家文書 856 点中(『美浦村古文書目録』第二集)には平野七兵衛家の「五人組帳」が全く収録されていないので、この 1 点は貴重な史料となるだろう。

(文責 鈴木江津子)